

平成 29 年度

福井県「留置施設視察委員会」活動状況

1 留置施設視察委員会

留置施設視察委員会は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成 17 年法律第 50 号）第 20 条により、警察署留置施設の運営について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、各都道府県に設置されたものです。

また、留置施設視察委員会は、留置施設の視察を行い、その運営に関し、署長等に対して意見を述べることとされています。

2 平成 29 年度の活動状況

平成 29 年 6 月 9 日（金）、福井県警察本部において、福井県公安委員会が、医師、弁護士など警察部外の 4 名を、福井県留置施設視察委員会委員に任命いたしました。

同委員会は、平成 30 年 5 月 31 日までの間に、県下 11 留置施設中 5 留置施設を視察して、署長等にそれぞれ意見を提出しました。

3 留置施設視察委員会から提出された意見と留置業務管理者が講じた措置

	留置施設視察委員会の意見	留置業務管理者の措置
1	全居室から見えやすい位置に掛け時計を設置されたい。	全居室から掛け時計が視認できる状況ではあるが、新たに掛け時計を設置し、全居室から確実に掛け時計が見えるよう改善した。
2	留置場内非常口ドアの上部壁面に「非常口」の表示をされたい。	留置場内非常口ドアの上部框部分に避難口誘導標識を設置した。
3	被留置者の官給糧食は、衛生上、トレーに入れて保管されたい。	食品用トレーを購入し、官給糧食をトレーに入れて保管することとした。

※意見提出順